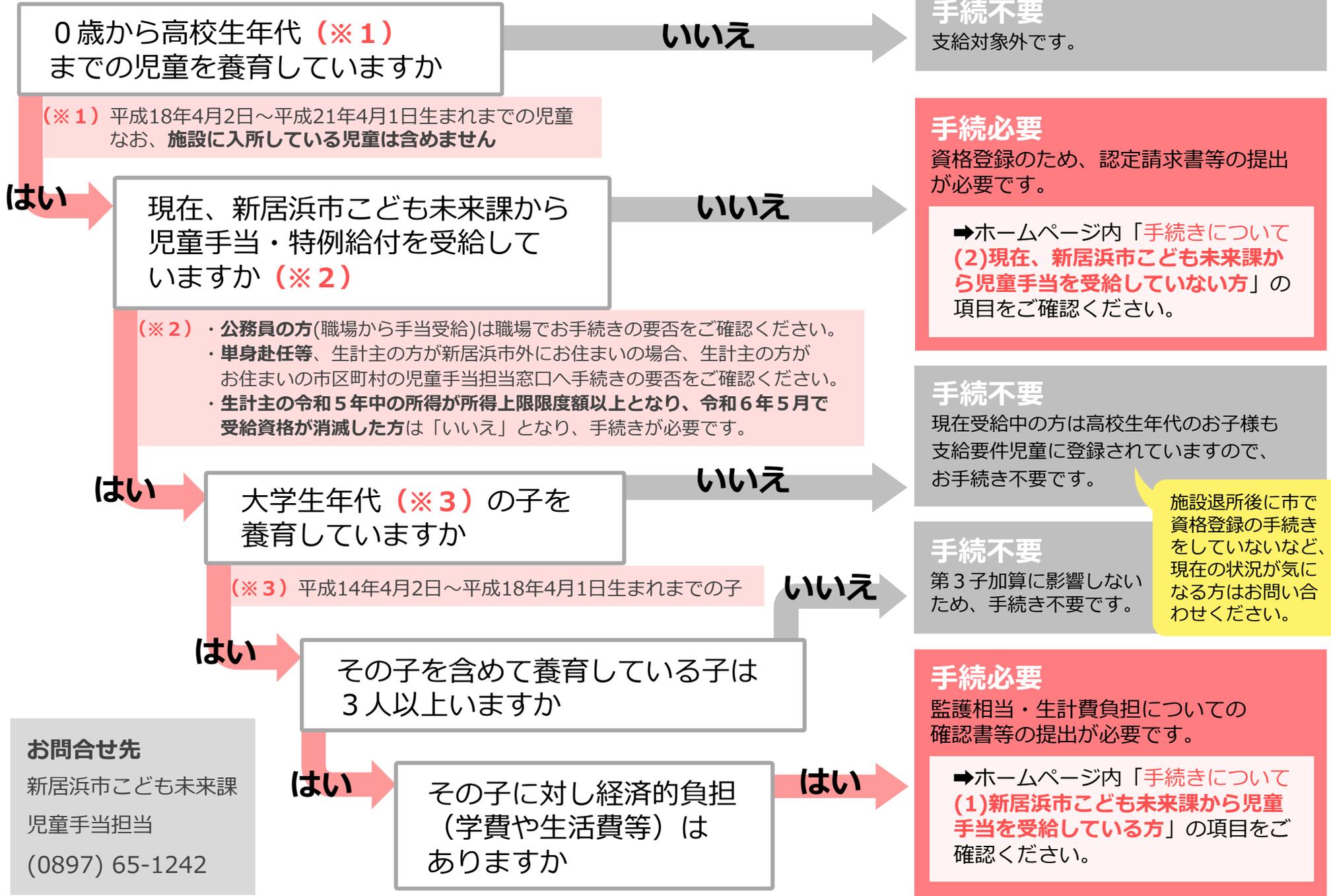


児童手当 制度改正手続き確認用フローチャート (R7.3.31まで)



(※1) 平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれまでの児童
なお、施設に入所している児童は含めません

(※2) ・公務員の方(職場から手当受給)は職場でお手続きの要否をご確認ください。
・単身赴任等、生計主の方が新居浜市外にお住まいの場合、生計主の方がお住まいの市区町村の児童手当担当窓口へ手続きの要否をご確認ください。
・生計主の令和5年中の所得が所得上限限度額以上となり、令和6年5月で受給資格が消滅した方は「いいえ」となり、手続きが必要です。

(※3) 平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれまでの子

お問合せ先
新居浜市こども未来課
児童手当担当
(0897) 65-1242